

# 土壤汚染で お困りではないですか？

**薬剤師会では、公益法人として正確を基本に、土壤汚染調査の  
分析業務を行っています。**

## 土壤汚染対策法とは？

工場などを閉鎖した時には土壤汚染の有無を調査しなければなりません。土地の所有者や汚染原因者は汚染原因調査や対策実施の義務が課せられました。

また、不動産取引でも、その土地の持つリスクを明確にすることが求められるようになってきました。

## 汚染物質とは？

第1種特定有害物質：トリクロロエチレン、ベンゼン等(10項目)

第2種特定有害物質：カドミウム、六価クロム、ヒ素、シアン等(10項目)

第3種特定有害物質：PCB、シマジン、有機リン(農薬)等(5項目)

## 検査料金は？

調査の内容によりますので、お問い合わせください。

お問い合わせは、

(一社)長野市薬剤師会 検査センター  
〒380-0918 長野県長野市アークス13番11号  
026(227)3222(代)  
026(227)3722(検査センター直通)  
026(227)3806(FAX)  
E-mail:kensa@nagano-shiyaku.or.jp